

山口県防府市三田尻塩田における 所有者の変遷について

重 見 之 雄

- I. はじめに
- II. 塩田の概要
- III. 塩田所有者の変遷
 - (1) 明治12年から17年までの変化
 - (2) 明治17年以後の変遷
- IV. 所有者の生い立ちと所有規模の変化
- V. おもな所有者の所有資産状況
- VI. 結びにかえて

I. はじめに

わが国の塩田は1971（昭和46）年に全部廃止された。しかし、塩田をめぐる多種多様な人間模様、あるいは利益分配の方法などはほとんど解明されていないばかりでなく、時とともに解明が困難になりつつある。筆者はこれまでも、瀬戸内沿岸を中心に若干の地域における入浜式塩田の所有者の変遷を追跡してきた。小稿も同じ視点から、調査地域をいっそう拡大していくための一過程に過ぎない。

研究方法としては、かつて塩田が存在した市町村役場に所蔵されている土地台帳によって、それが作成された1884（明治17）年以後の塩田所有者の変遷をたどり、それを塩田別・属人別に集計した。その資料に基づいて現地にかつての関係者から、過去の所有者について、職業、塩田売買の目的などを中心に聴きとり調査を行った。

小稿の目的は塩田所有者にとって塩田とは果して何であったのか、つまり生活の手段であったのか、蓄財の手段であったのか、また塩田地

主はそれぞれの地域においてどのような社会的経済的地位を占めていたか、またそれが時代によってどのように変化したか、などを明らかにすることである。そしてわが国の資本主義の発展の中で専売制の果たしてきた役割などについて考える手がかりとしたい。

ここでは山口県防府市三田尻塩田をとりあげ、まずその塩田を概観する。つぎにこれまでとはほぼ同じ手法¹⁾によって各塩田ごとの所有者の変遷を追跡し、その中で塩田売買による所有者の交替状況をのべる。自作・小作塩田の数量的な変化と、おもな塩田地主の生い立ちや所有資産状況についても可能なかぎり言及したい。

小稿の基礎になった土地台帳は1974（昭和49）年に筆写したもので、当時は防府市役所の倉庫の中に保存されていたものである²⁾。

II. 塩田の概要

三田尻塩田とはいえ、行政区画はかつての佐波郡中関村に属する。同村は1926（大正15）年に町制を施行し、1936（昭和11）年、防府市が市制を施行するにあたって同市に合併された³⁾。

明治中期の塩田の概要を図1に示した。これらのうち東端の横入川・古浜が最も古く1687（貞享4）年、中浜が1721（享保6）年、その南側の鶴浜が1753（宝暦3）年、その西隣の一ノ榭から五ノ榭までを総称して大浜というが、ここが最も新しく1766（明和3）年、いずれも毛利藩の資本によって開発された⁴⁾。瀬戸内沿岸の大規模な入浜式塩田の中ではかなり古いものである。

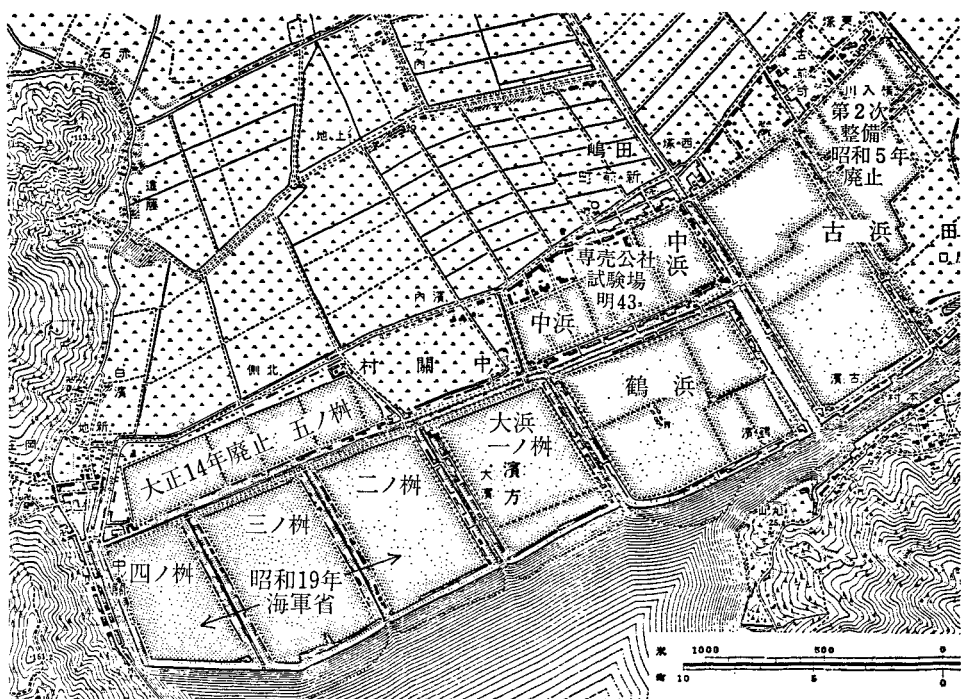


図1 明治時代の三田尻塩田
国土地理院 2 万分の 1 地形図「三田尻」明治32年測図 (×0.6に縮小)

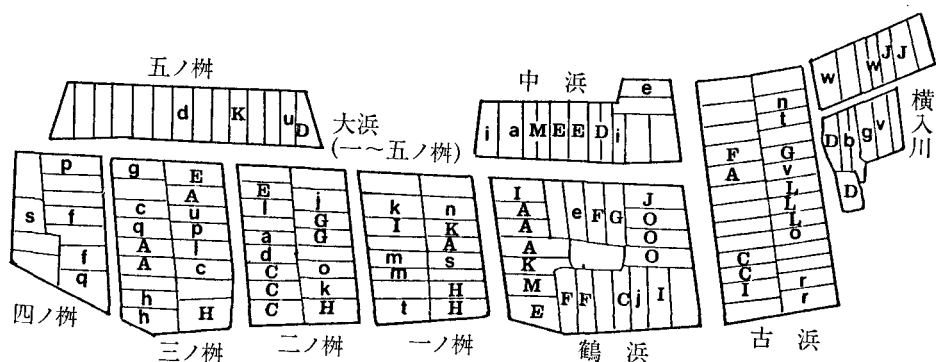


図2 明治15年の2 塩戸以上所有者の所有塩田
注：A 8，C 6，D・E 各 5，F～I 各 4，J～O 各 3 塩戸。
小文字 a～w が 2 塩戸の所有者。縮尺は図 1 と同じ。
出典：本文 注 5)，43～61 頁および 109～110 頁

入浜式塩田は図2にみるように長方形に区画され、面積は1.5～2町歩でこれを1塩戸と称し、所有かつ経営の単位でもあった。明治15年の総面積は235町4反3畝29歩で、152塩戸を数え

た⁵⁾。

1905(明治38)年に塩専売法が施行され、1909(明治42)年には製塩技術の近代化のための製塩試験場が当地に設立されることになった。そ

の付属塩田として中浜中央部の4塩戸、8町7反6畝26歩⁹⁾が買収された。また大浜「五ノ榊浜ハ地盤採鹹ニ適セス収支相償ハサルノ故ヲ以テ数年前ニ塩田ヲ廃シ稲田トシタルモノ」¹⁰⁾とあり、後に図3でも示しているように、1908（明治41）年から部分的に廃止され、1924（大正13）年までには14塩戸全部が廃止された。

全国的には1910（明治43）年から翌11年にかけて不良塩田を対象とした第1次塩田整理が行なわれるが、当地にはその対象になったものはない。しかし1929（昭和4）年から30年にかけての第2次塩田整理に際しては横入川がその対象になった。廃止当時は11塩戸に統合されており、その面積は23町歩余りであった⁹⁾。

これらはいずれも内陸側のものばかりであるが、塩田はここでも内陸側が成績不良だったようである。しかし第二次世界大戦が激化した1944（昭和19）年には、後の図5中にも示したように、二ノ榊17、三ノ榊17、四ノ榊11の計45塩戸が海軍の軍用地として強制買収された。しかしこれらは戦後、二ノ榊塩業、海水化学、妙高などの企業名のもとに塩田として復活した。1955（昭和30）年頃までには全塩田がこれまでの入浜式から流下式に転換されたが、その余命は短く、僅か数年後の1959（昭和34）年の第3次塩業整備によって当塩田の歴史を閉じること

になった。

かつての中関町に250町歩にも及ぶ広大な塩田が存在したことは、まさに当町は一行政区画の中では最大の面積の塩田を擁していたことで、他に類例をみない。表1に示したが、昭和3年における総産業収入21万円余りのうち、実に55%にあたる12万円を製塩業が占めていたことだけをみても、同町経済の中でのかつての塩田の重要性をうかがうことができる。

Ⅲ. 塩田所有者の変遷

(1) 明治12年から17年までの変化

1879（明治12）年の所有者数は111名⁹⁾を数えるが、これには氏名だけで、各自が所有する浜名（塩田名）が記されていないので誰が何塩戸を所有していたかがわからない。それが判明するのは1882（明治15）年からであるが、同年には所有者数が85名に減少している。111名のうち49名の名前はすでに消えており、62名はそのままであるから、23名がこの間に新たに塩田を入手したものと思われる。1881（明治14）年の松方デフレに際して、かなり所有者が交替したためであろうか。85人の所有者のうち2塩戸以上の所有者とその所有塩田とを図2に示した。最大の所有者はAの貞永義亮で、8塩戸を所有するが1カ所にまとまって所有するのではなく、かなり分散的である。これは毛利藩から払い下げられた塩田を当初から所有していたのではなくて、順次入手していったものと思われる。払い下げられる塩田購入費には多額を要したので、入手可能だったのは農村の地主か富裕な商人に限られていたようである¹⁰⁾。したがって一人が数塩戸をまとめて一度に払い下げを受けることはほとんど不可能だったのであろう。ここでは他の塩田にみられるように特定地主への所有の集中があまり顕著でないのは、このような歴史的背景によるものと思われる。

1882（明治15）年と1884（明治17）年における所有塩戸数別人数の変化を表2に示した。所有者総数が85人から76人に減少しているが、これは必ずしも実際に減少したものかどうかはわ

表1 昭和3年中関町概要

人	口	11,397人
戸	数	2,200戸
耕 作 地 反 別 (田)		383町7,208歩
〃 (畑)		84町3,709歩
1戸当たり耕作反別(田)		174畝
主 なる 産 業 収 入		
製 塩 業		1,203,500円
農 業		442,800
水 産 業		315,800
工 業		192,600
そ の 他		24,700
計(総収入)		2,179,400円

出典：広島専売局三田尻出張所綴「塩田整理準備調査」昭和2年起（昭和48年当時日本専売公社中国支社所蔵）

表2 明治15～17年の所有塩戸数別人数の変化

所 有 塩 戸 数	明治15年*	明治17年**
1	48人	48人
2	23	14
3	6	7
4	4	4
5	2	2
6	1	
7		
8	1	1
計	85	76

出典 * 本文注5)

** 防府市役所蔵「土地台帳」

からない。というのは、明治15年は152塩戸に対する数字であるが、17年は131塩戸に対するものである。これは資料上の制約によるもので、土地台帳によるこの数字は閲覧当時すでに、前に述べた中浜の製塩試験場の試験塩田になったもの、昭和5年に廃止された横入川などの地番に該当するページが行政書類として不必要となったため廃棄されていたことによる。したがって以下にのべる明治17年以後の所有者の変遷を追跡することができたのは131塩戸についてであった¹¹⁾。

表2の数字だけみればあまり大きな変化はなかったように思われるが、この数字の背後にはかなり大きな所有者の交替がみられる。明治15年の8塩戸所有者1人というのは前に述べた図2中のAの貞永義亮であるが、明治17年には3塩戸しか所有していない。同年の8塩戸1人というのは図2では6塩戸所有者の貞永恭一である。図2で5塩戸所有のDは生田耕七、Eは山根健索であるが、前者は0、後者は3塩戸になっている。4塩戸所有者F・G・H・IのうちGの坂本貞三とHの田中百合蔵は変化なく、Fの有富とIの時政は5塩戸所有者になっている。明治17年の4塩戸4人のうち2人は変化なしで、残る2人のうち1人は3塩戸所有者だったOの吉村、もう1人は新規の種田又助である。明治17年塩戸の6人J～Oのうち吉村は増、Nの山

口はそのまま、K・L・Mは2塩戸に、Jは1塩戸にそれぞれ減少、小文字で示した2塩戸所有者だったものもb・q・p・tは名前が消えている。

明治15年から17年の間に所有権が移転した塩田については図3～5の塩田面積の後に●印をつけた。まさにこの間は地租改正によって近代的土地所有がほぼ完成¹²⁾したものの、所有者が著しく交替した激動の時期といえよう。

(2) 明治17年以後の変遷

1884(明治17)年を区切りとするのは、この年が塩業史上画期的な年であったのではなく、小稿の骨子として使用した土地台帳がこの年から作成¹³⁾されてきたことによる。図3～5は各1塩戸ごとの名称(正確には○○屋浜というのが後の2字は省略)、面積、そして所有者名と所有権が移転した年を記した。所有者に付したアルファベットは前に示した図2のものと符合する。同一塩田内での所有者は極力属人別に表現した。

① 五ノ榊

図3の中の五ノ榊14塩戸のうち当初は種田が4塩戸を所有するが、いずれも明治15～17年の間に入手したものらしい。そのうち№3の常盤は明治23年に中川に売却、その後小林から中村へと所有権が移り、明治45年に廃止された。種田は防府市宮市の紙問屋である。№4の田中は明治25年に森川、31年には小橋に所有権が移り、明治41年には小学校の敷地にするために廃止された。種田は明治41年までに結局4塩戸全部を売却してしまった。

山口信明は明治15年以前から3塩戸を所有し、当時西ノ浦でも1塩戸を所有していた¹⁴⁾。ここでは明治35年に№8若松を加えたが45年に廃止した。山口は熊毛郡周防村(現光市)出身の村外地主で、明治37～39年には山口県議会議員(以下、県議と略す)であった¹⁵⁾。№5桂は大正8年に竹谷に売却、残る2浜も大正13年に廃止になって、ここでは塩田を失っている。西ノ浦の1塩戸も昭和2年に売却した。

		塩田名	面積	M17 20	M30	M40	T5	T15	S10	S20	S30 34
五ノ樹 (一四塩戸)	1	重野	1,8125	種田又助	加藤一郎	藤元秋澄	脇田馬五郎				
	2	亀	1,8016	中川	小林	小林小治郎	中村	水田			
	3	常盤	1,8110	森川	小橋寅吉	学校用地					
	4	田中	1,8409								
	5	桂	2,1618				竹谷				
	6	大黒	1,8601	N	山口信明						
	7	布袋	1,8429								
	8	若松	1,7921	松村茂式	山本喜一						
	9	高来	2,1822	岡村源吉	石満	河野					
	10	鶴	1,8008	宗近幸作	藤本文蔵	喜一					
	11	来島	1,7908	岡本吉之進	山近熊太郎						
	12	上村	2,1727	d	土村栄吉郎	チカ					
	13	辰巳	1,8008	u	山田宇一	両塩田の一部	中関村				
	14	錦	1,7621	秋良貞臣	久徴	良子	奥原				
中浜 (六塩戸)	1	阿川	1,9907	松吉卯之助	新						
	2	藤重	3,1008	近藤フチ	山田椽郎						
	3	田中	1,9526	田中作治郎	幸雄						
	4	永田	2,3214	M山根修三	治六	周治					
	5	綿	2,4729	a	荒瀬恒輔	揆一					
	6	諏訪	2,3101	i	貞永満亮	松吉卯之助	新				
鶴 浜 (三三塩戸)	1	小川	1,8112	O	吉村永五郎	米原	吉村典生	秀雄	正		
	2	浜中	2,2316				神田ハル	要			
	3	伊勢	2,2314				佐村喜作	田中春雄			
	4	但馬	1,7824				石田信次	高森房吉	敬治		
	5	吉田	1,8101	F	有富茂作						
	6	藤	1,8304			久保田弥助	島元久助	文雄	タケヨ		
	7	播磨	1,8507	A	貞永義亮	永田季治	賀谷善蔵	石田喜久雄	山本幸一	申之助	
	8	三国	2,0520		石田利兵衛	信次			松田定	岡村	
	9	越中	2,0813		時政梅吉				時政基資		
	10	熊野	1,8102	C	貞永恭一				時政鉄之助		
	11	八幡	1,8128								
	12	豊後	1,8703	I	時政梅吉				時政基資		
	13	北国	2,0813								
	14	広	2,0020	J	神田千太郎	クメ	要		松田定		
	15	筑前	1,4320		神保百合松	力子	貞二				
	16	肥後	1,8028	i	佐田源兵衛	正年	直稔				
	17	浅	1,8801		時政クニ	富助	順助				
	18	亀	1,8518	e	尾中郁太	吉野九十郎	延甫				
	19	若松	1,8129	G	坂本貞三	貞熊					
	20	敦賀	1,9926	K	光永基亮	範亮					
	21	越前	1,8712	M	山根修三	治六	周治				
	22	塩	2,6511	E	山根健索	壮太	森川	山中源穂	河村亭助		
	23	二見	2,6511		岡正樹				正義		

図3 五ノ樹・中浜・鶴浜の所有者の変遷
出典：図4、5、7～9とも防府市役所所蔵「土地台帳」

No. 8 若松を所有していた松村から No. 11 来島の所有者岡本吉之進までの岡村、宗近の4人の1塩戸所有者はいずれも明治15～17年に入手したものであるが、その後も所有者の交替がみられ、結局大正13年には廃止された。No. 12 上村の所有者上村栄吉郎は後に示した図5二ノ榊No. 12の吉祥を、No. 13 辰巳の山田宇一は図5三ノ榊No. 7の丹後をもそれぞれ所有していた。No. 14 錦の秋良貞臣も1塩戸だけの新しい所有者であるが、山口県はおろか、わが国の明治時代の塩業史上、きわめて大きな足跡を残した¹⁷⁾。1880（明治13）年山口県下の塩田地主によって組織された防長塩田会社¹⁷⁾の社長であり、また明治23～26年には県議であった¹⁸⁾。

前にも述べたように、この五ノ榊は不良塩田であったため大正13年に廃止されたが、一部を除いて所有者の交替がきわめて激しかった。これらの所有者が塩田以外にどの程度の資産を所有していたかは全く不明である。

② 中 浜

前に示した図2では13塩戸を数え、当時の面積は18町7反余り¹⁹⁾であったが、中央部の4塩戸が専売局の試験塩田になったことは前に図1に示した。残る9塩戸もその後一部が統合されたりしたためか、図3に示した6塩戸分についてのみ所有者の変遷の追跡が可能であった。このうちNo. 1 阿川、No. 3 田中の2浜は売買による所有権移転はみられない。阿川を所有していた松吉は明治35年にNo. 6 諏訪を加えるが、他に図4で古浜No. 21 榊見を明治23年に、No. 20 国本を36年に入手して4塩戸を所有した。さらに古浜No. 12 松を、昭和6年に当主の弟を分家させるために買っている。これらのうち中浜の阿川と古浜の榊見は自作、残る2浜は大正期から小作に貸与し、昭和初年の年間小作料は2町浜の諏訪が2,300円、国本が1,730円であった。そして塩田の他に農地は水田3町1反歩と畑1反歩を所有していた。

中浜No. 4 永田は2浜を合併したもので、この所有者山根はこのほか図3 鶴浜 No. 21 越前を所有していた。明治22年に図4 一ノ榊No. 13 山中

を加えて3塩戸となり、すべてを自作していた。世代が2代移り、山根周治の代になって昭和14年に一ノ榊No. 12 宝、図5二ノ榊No. 2 光を入手して5塩戸になった。昭和初年には水田2町2反歩を所有していた²⁰⁾。

中浜No. 5 綿の荒瀬は、他の浜はすでに売却済みで、ここだけ1塩戸残っていたものを昭和18年に高森に売却した。高森は塩田労務から財をなし、数塩戸の所有者になった。

③ 鶴 浜

図3に記した鶴浜は当初から23塩戸で変動なく、○の吉村永五郎はこの3塩戸のほかに図4 古浜 No. 10 亀津を加えて4塩戸所有していたが、亀津は明治32年に有富に売却、図3 鶴浜に所有していた3塩戸のうちNo. 3 伊勢は大正8年に佐村喜作に24,000円で売却、翌9年には他の2浜も失った。佐村は大島郡出身で昭和5年に図5 四ノ榊No. 6 塩見も入手している。Fの有富も明治30年代には6塩戸を所有するにいたり、ほとんどを自作していたが、図4 古浜No. 8 真崎の大正4年を最後にすべてを失っている。前に述べた吉村とともに喪失の理由は不明である。図3 鶴浜で有富から明治45年にNo. 4 但馬、No. 5 吉田の2塩戸を入手した石田は徳山市在住で、同じ鶴浜でNo. 8 三国の所有者の石田とは別人らしいが、いずれも小作に貸与していた。

明治15年に8塩戸と最大の所有者だったAの貞永義亮は鶴浜の3塩戸だけになり、それも明治25年から29年にかけて失っている。No. 7 播磨おおかいしよを入手した永田季治は大会所（塩業組合の前身）の営業主任であった²¹⁾。これを明治39年に入手した賀谷善蔵は、この浜を小作して払い下げを受けた。

Cの貞永恭一、Iの時政梅吉、No. 19 若松のGの坂本貞三については後に別項で述べるが、No. 18 亀の尾中郁太の先代は萩藩末端の村役人である畔頭くろがしら²²⁾で醤油醸造業を営んでいた。郁太は明治から昭和初年までに3回も県議だった。時政、有富、No. 21 越前の山根治六などと共同で1896（明治29）年、資本金30,000円の塩田貯蓄銀行を設立し、取締役就任している²³⁾。尾

塩田名	面積	M	20	30	40	T	5	15	S	10	20	30	34
1 新玉	1,690.6			山根彦太		格一				尚真		森原朝造	
2 周防	1,741.4												
3 吉賀	2,242.4			清水弥平	郁藏					河村亀三郎			
4 沖野	1,702.1			板村喜一	梶谷勝次郎					→ 春雄			
5 上田	1,672.7									豊治			
6 磯金	1,812.1		光本	神力喜十郎									
7 鞠生	1,921.8		庄三郎							岡村 今田 平野 河村 森原真一		防府造船所	
8 真崎	2,412.2			有富茂作						門谷伝助		山崎ハツノ	
9 大和	2,322.5									藤田助太郎		→ 武	
10 亀津	2,261.9			吉村永五郎						世良政蔵 柏木幸助		富田政之助	→ 岡ヒサ子 伊藤
11 秋穂	1,780.1			貞永恭一	合田久次郎							藤田サカ	
12 松	1,811.0											松吉佳人	
13 鶴	1,810.5		岸田	坂田	岡村源吉					新一		福田米助	金森敬治
14 真塩	1,722.9		n	古谷熊三	古谷登一郎					田中松次郎		嘉一	
15 竹村	1,702.1			渡辺	石田利兵衛					竹村国仁		田中秋蔵	→ 宅二 → 四郎
16 山形	1,681.2			安村栄三郎	信次					河村秋作		→ キク	
17 松田	1,771.9		G	坂本貞三	貞熊								→ 貞平喜一郎
18 槌	1,671.6		V	吉村七五郎	弥平							→ 克俊	
19 柏	1,832.4			藤井福太郎	柏木真助					大島常助		河内山滝蔵	
20 国本	1,801.8			柳久米蔵	為								
21 梶見	1,790.0			今井						松吉為蔵		新	
22 梅田	1,740.0				梅田治輔					奥原福松		今川	木原鑒二
23 難波	1,741.5			合田久治郎	山根松輔					若松		歳弘源治	
24 近良	1,690.8			板村慶介	塩壳					河野正男		→ 明男	→ 貞平
25 末武	2,180.3			今井務一	貫一					河村亀三郎		亭輔	
26 土佐	1,772.9			加谷善兵衛	市蔵					辰之助		軍一	御園生元吉
27 伊予	1,872.9												
1 喜久	1,720.3		I		時政梅吉							基資	
2 亀尾	1,700.4												
3 長門	1,761.8			原田	近藤					山本養輔		道生	
4 藤野	1,690.2		m	知定	原田一貫					田中チカ		幸子	田中学面
5 岩田	1,711.5									田中真治		→ 良直	
6 長崎	1,760.5		K		光永基亮					範亮		→ 基夫	
7 竹重	1,740.5												
8 硯	1,802.9		H		田中百合蔵					順吉		山本得一	→ 繁
9 国弘	1,891.2											田中幸子	
10 美濃	1,722.4		n	古谷コト	キク					尾中保一		山本幸一	
11 小槌	1,750.7		S		道中辰五郎					雄三		三夫	
12 宝	1,780.6				佐田良策					山中		藤元徳一	周治
13 山中	1,730.1			武村	山根修三					治六			
14 住田	1,742.0			滝口吉良								吉継	藤元秋造
15 磯本	2,061.0				吉村秀三					弘輔		→ 定	
16 立田	1,882.4		C	貞永	田中作治郎								

図4 古浜・一ノ木の所有者の変遷

中が鶴浜に所有していた No. 18 亀は大正 4 年に吉野九十郎に売却された。吉野は尾中家の番頭で小作をしていて払下げを受けた。No. 22 塩の山根の先代は郷士で、健索は1878（明治11）年には三田尻塩田の総頭取に選ばれ、翌年地主による塩田大会所を設立するなど²⁴⁾ 当地の塩業史上指導的役割を果たした。No. 23 二見を所有する岡は医者の家系である。

新しい所有者で昭和20年、No. 8 三国、No. 14 広、No. 19 若松の 3 浜を買った松田定は篤農家で防府市農協理事長を勤めた。

④ 古 浜

図 4 で古浜 27 塩戸のうち No. 7 鶴生は大正 10 年以後所有者の変遷が著しい。大正 14 年の岡村から今田への譲渡価格は 9,500 円とこの頃の他の浜に比べるとかなり安い。この浜は古浜の最も海寄りであり、昭和 18 年に防府造船所が入手するや宅地転換のため廃止になった²⁵⁾。

古浜ではかなりの売買価格が明らかで、No. 2 周防が大正 7 年には 10,000 円だったものが、10 年には 27,000 円であった。これを入手した河村は下松市在住の村外地主であるが、翌 11 年には No. 25 末武を 34,000 円、13 年には No. 3 吉賀を 28,000 円で入手し、古浜で 3 塩戸を所有するようになった。前述の鶴浜 No. 8 三国の石田は古浜 No. 15 竹村と No. 16 山形とともに 3 塩戸を所有するが、大正 10 年に竹村を 19,000 円、山形を 21,000 円で売却した。前者を入手した竹村国衛はこの浜を自作すると同時に他の浜の小作をしていた。No. 22 梅田の梅田治輔は山口市の家具屋であるが、大正 12 年に奥原福松に 22,000 円で売却した。奥原は他の浜の小作をしていたが、これを入手して自作になった。

かつての所有者の生い立ちや兼業状況については判明したものが少ないが、古浜 No. 21 榎見の今井又輔は防府市宮市で製材業、No. 23 難波の合田久治郎は酒造業を営んでいた。同浜を明治 27 年に入手した山根松輔は向島の醤油屋であった。合田は明治 32 年に No. 11 秋穂、No. 12 松を貞永から入手したが、明治 37 年には永田季治に売却している。永田は先述のとおり大会所営業主

任で、この 2 塩戸も自作していた。No. 24 近良の板村慶介は不動産業で、この浜は明治 41 年から大正 2 年までの所有者を「塩売」と記したが、正しくは合資会社三田尻製塩売捌所という法人で、1883（明治 16）年に従来の塩問屋を合併して大会所の支配下で塩を一手販売していた組織²⁶⁾であるが、専売制後はどのような機能を有したかは不明である。

⑤ 一ノ 榦

図 4 によれば時政梅吉が古浜に 1、一ノ榦に 2 の計 3 塩戸を所有し、このうち一ノ榦 No. 1 喜久は明治 15～17 年に入手したもので、3 塩戸とも所有し続けている。一ノ榦で 3 塩戸を所有する原田は明治 15 年には知定名義で 2、一貫名義で 1 塩戸を所有²⁷⁾しているので実質的な変化はないが、明治 36 年には全部を失っている。原田は熊毛郡島田村（現熊毛町）の村外地主であった。No. 3 長門を明治 41 年に入手した山本義輔は、それまではかの塩田の小作をしていた。No. 4 藤野の昭和 3 年以降の所有者田中学而は塩業組合理事長であった。

No. 6 長崎、No. 7 竹重を地主する光永は、図 3 鶴浜 No. 20 敦賀とともに 3 塩戸を所有していた。明治 15 年には与吉郎名義で五ノ榦の常盤、鶴浜の敦賀とここ一ノ榦の長崎の 3 塩戸を所有²⁸⁾していたが、明治 17 年は基亮名義になって、常盤の代わりに一ノ榦 No. 7 の竹重を所有した。同家は明和年間大浜塩田開発当時から塩業を営む最も古い塩業家らしい²⁹⁾。

一ノ榦 No. 8 硯、No. 9 国弘を所有する田中百合蔵は吉敷郡秋穂町の村外地主で、このほかに図 5 中の二ノ榦 No. 11 橋本、三ノ榦 No. 9 弥生の合計 4 塩戸を所有していた。出身地秋穂青江浜でも 5 塩戸所有しており、当時山口県下屈指の塩田地主であった³⁰⁾。次の代の順吉は明治 35 年から 43 年まで県議³¹⁾であり、秋穂で所有していた 5 塩戸は大正 13 年には全部売却し、同家の家屋も残っていない³²⁾。No. 9 国弘は大正 7 年に 21,000 円、No. 8 硯は 9 年に 22,000 円でそれぞれ売却した。硯の入手者山本得一は中関町信用組合の発展に貢献するなどの素封家だったらしい³³⁾。No.

塩田名	面積	M20	M30	M40	T5	T15	S10	S20	S30	34
1 桜	1,822.2					武居正亮				
2 光	1,780.6	C	貞永恭一		山本市藏	得一	山根国治			
3 宝	1,781.4				藤山勇藏					
4 松尾	1,781.7	G	坂本貞三	貞熊						二
5 三藤	1,750.8									耕
6 清見	1,741.9		山根松輔	若松						塩
7 島	2,312.1	J	佐田源兵衛	正年	直稔					業
8 境	1,750.1		上田太甫		道中雄三					組
9 吉原	1,762.4		吉村金作			吉村マツ				合
10 松本	1,801.0	K	下村藤十郎	丑之助		徳一				
11 橋本	2,540.8	H	田中百合藏	順吉		松田森藏				
12 吉祥	1,770.7	d	上村栄吉郎	チカ	徳助	チカ				海
13 松崎	1,730.6		時政クニ	富助	俊一	時政富助	順助	文雄		水
14 津守	1,770.6		加藤勉二					義夫		化
15 重	1,752.2		鈴木幹夫	柏木幸助	森川	岡崎増右エ門	恒一			K
16 伊豆	1,741.4	E	山根		石井寿作		章	君房		K
17 小橋	1,712.7		尾中猪之助		守三	吉本長藏				
18 因幡	1,732.3		五十君悦三		中司倉吉	菊治	山崎丑五郎			
19 伏見	1,781.6	C			武居徳治郎	正亮				
20 伊勢	1,730.1		柏木真助		藤山市藏					
21 富	2,261.4	E	山根	五十君	中司倉吉	吉村源二郎				海
22 両国	1,730.6		鈴木幹夫	五十君	中司倉吉	中村保	啓造			水
23 世浪	1,712.4		末松貞之進	三郎	山本実藏	田中米三	中村常蔵			化
24 丹後	1,721.8	u	山田	宇一		緑郎				学
25 薩摩	2,292.5		荒瀬		時政梅吉					
26 弥生	2,701.8	H	田中百合藏	順吉		岡村余策				
27 葛	1,650.0	h	木原彦太郎	坂本貞三	坂本貞熊					
28 浜	1,632.9		君太郎	山本郁彦						
29 鹿島	1,780.9		滝口吉良			吉継				
30 出羽	1,781.6		貞永知介	森川	貞安好蔵	孝良				
31 備前	1,751.2			武居徳次郎	正亮					
32 河村	1,752.1	q	藤井タキ	ヤエ	清一	蔵谷				
33 戎	2,412.3			古谷新	作		重安治作			
34 松島	1,772.7	g	河野宗一	岡	山本実藏	大村	福田鶴松	松雄		
35 多塩	1,792.5	f	小倉甚吉		今井忠二郎	政一	要次			
36 藤	1,941.4					時政梅吉	鉄之助			
37 松原	2,570.8	q	藤井タキ	ヤエ	清一					
38 原田	1,772.5		上野	小川文之助	藤井速水	佐一	吉野九十郎			
39 金子	1,790.3			佐田忠亮	章一		小方慶一			
40 塩見	1,800.0		蛭川欽一		平田佐吉		佐村喜作			
41 大利	1,761.5		三浦久治		平田秋元	藤元喜一	村上	山本道生		
42 中谷	1,900.0		滝口吉良				長宗	渡辺		
43 和国	1,730.4		脇本弥兵衛	大助	藤本新吉	文蔵	喜一			
44 三木	1,661.0	s	道中辰五郎	雄三			弘中玉子			
45 熊本	1,770.5		小川文之助			弘中十平				
M17 20 M30 M40 T5 T15 S10 S20 S30 34										
所有権移転										
明15~17年・ 年不明 相続										
売買 年不明 相続										

図5 二ノ樹・三ノ樹・四ノ樹の所有者の変遷

11小槌の道中辰五郎は図5四ノ榊 No. 10 三木も所有していた。次の代の雄三は明治34年に二ノ榊No. 8 境を加え計3浜を自作し、先述の田中順吉所有の一ノ榊No. 9 国弘を小作していた。そして明治43年当時は先述の合資会社塩売捌所の業務担当社員であった³⁴⁾。No. 14 住田の滝口については後に述べる。

⑥ 二ノ榊

図5に示した二ノ榊の大部分と三ノ榊、四ノ榊は前にも述べたように1944(昭和19)年海軍の軍用地のために強制買収された。二ノ榊17塩戸のうち明治17年には貞永恭一が3塩戸を所有していた。明治40年と41年に売却しているが、No. 1 桜を入手した^{たけすえ}武居には先代徳次郎が明治33年に三ノ榊 No. 14 津守の備前を入手していた。43年には同No. 2 伏見を加えて3塩戸所有するが、二ノ榊 No. 14 の所有者加藤の肝入りで酒造業を営み、日清・日露戦争中に多大の利益をあげ、塩田所有への道を開いた。No. 3 宝を入手した藤山は大島郡出身で浜子(塩田労働者)として働き、この浜を小作して払い下げを受けた。

図5二ノ榊No. 6 清見は山根松輔の先代が明治15年以後入手したものらしく、前に述べた図4古浜 No. 23 難波を明治27年に入手して2塩戸を所有したが、次の代の山根若松は昭和15年に醤油屋の店舗とともに塩田を売って上京したらしい。No. 6 清見を入手した森原は海軍用地で失った代わりに図4古浜No. 1 新玉を得た。森原は地元の篤農家であった。二ノ榊 No. 10 松本の下村藤十郎は一ノ榊No. 1 喜久をも所有していたが、こちらは明治17年までに時政に所有権が移っている。下村家は質屋を営んでいたらしい。図4一ノ榊で2塩戸所有していた田中がここ二ノ榊No. 11 橋本も所有していた。ここも一ノ榊No. 9 国弘とともに道中雄三が小作をしていた。No. 11 橋本は大正7年に松田森蔵へ25,000円で売却されている。

塩田の所有面積は必ずしも当該塩田地主の総所有資産に比例しない。二ノ榊 No. 14 津守の加藤は1塩戸しか所有していないが、農地は約14～15町歩を所有していた。1783(天明3)年よ

り1980(昭和55)年まで酒造業を営み³⁵⁾、家号を藤屋と称し、幕末まで大庄屋であった³⁶⁾。また1891(明治24)年までは海運業を営んでいた³⁷⁾。前当主勉二は中関町が防府市に合併になる1936(昭和11年)までの町長³⁸⁾で、昭和14年の直接国税総額は2,738円余りであった³⁹⁾。

No. 15 重の明治24～34年の所有者だった柏木については後に別項で述べる。明治37年からの所有者岡崎は大島郡出身で他の浜を小作していたが、ここを入手してからは自作している。No. 17小橋を大正5年に相続した尾中守三は当時長崎医大教授で名目上の所有者であり、それを大正10年に入手した吉本は精米業を営んでいた。

⑦ 三ノ榊

図5三ノ榊では酒造業を営んでいた^{いぎみ}五十君が当初の3塩戸から一時的に5塩戸になるが、明治末期には売却した。No. 1 因幡を入手した^{なかつかさ}中司は大島郡出身で、自作しつつ五十君所有の3浜を小作していたうちの2浜を入手し、No. 5 両国屋の菊治名義分を合わせて3塩戸となった。菊治は後に防府市長を務めた⁴⁰⁾。No. 6 世浪の末松は大正期まで酒造業を営んでいた。No. 5 両国、No. 6 世浪を大正6年に入手した中村は、出身地下松に所有していた塩田を久原房之助に買収された⁴¹⁾代わりをここで確保したものである。

No. 9 弥生の田中は太正7年に骨董屋だった岡村にこの浜を28,000円で売却した。No. 10 葛、No. 11 浜の木原は酒造業、明治27年にそれを共同で入手した坂本、山本、およびNo. 12 鹿島の滝口も村外地主で、これらは全部小作塩田だった。No. 16 戎の古谷はこの1塩戸しか所有していなかった。明治12年から24年まで県議で、第2代議長でもあった⁴²⁾。その後3度も衆議院議員に当選した⁴³⁾。ここも小作塩田で、昭和初期の小作料は1,800円であり、昭和7年に重安に売却した。当時の大島郡出身者の多くはここへ出稼ぎにきて、若い頃は浜子として働いているうちに地主の信頼を得て小作人になり、塩田の払い下げを受けた。重安も大島郡出身者だったが、このような生い立ちではなかったらしい。No. 17 松島は所有者の変遷が激しかったが、明治42年

からの所有者福田は熊毛郡室津村（現上関町）出身で小作をして財をなし入手したものである。

当時は平釜式製塩所が各塩戸ごとに存在し、そこには釜焚きが雇われ、昼夜交代で石炭を焚いていた。昭和11年頃からそれを1カ所にまとめて大きな真空式製塩工場を建設すべく強力な行政指導がなされた。建設にはどこか1塩戸を転用しなければならず、結局は実現しなかった。しかしこの頃になると三田尻のような成績の悪い塩田は工場用地として狙われるようになった。市当局も工場誘致を図り、たまたま東京の渡辺 Dock が造船所建設のために買収にかかり⁴⁴⁾、昭和15年に三ノ榊9、15年から17年にかけて四ノ榊2、合計11塩戸を買収した。買収価格は1塩戸当たり15,000～20,000円、当時住民は工場誘致に賛成したが塩業組合は反対した⁴⁵⁾。買収の途上で戦争が激化し、結局は海軍軍用地のため買収されて実現しなかったが、三ノ榊・四ノ榊28塩戸全部の買収を計画していたようである。

⑧ 四ノ榊

図5四ノ榊No.1多塩、No.2藤の2浜を所有していた小倉甚吉は熊毛郡島田村（現光市）の村外地主であった。多塩を明治37年に入手した今井は大島郡出身で小作だったらしい。入手後はこの浜を自作している。No.4原田を明治23年から所有していた小川はNo.11熊本と2塩戸を所有したが、塩田用具などの発明家だった。原田を明治39年に入手した藤井は二ノ榊No.14津守を所有していた酒造業の加藤家で働いていた⁴⁶⁾。入手当時は自作だったが、その後小作に貸し、年間1,800円の小作料を得ていた。昭和3年からの吉野は前に述べた図3鶴浜No.18亀を大正4年から所有し、ここで2浜になった。No.5金子を佐田から昭和5年に入手した小方は、ここを小作していて払下げを受けたものである。No.6塩見を明治34年に入手した平田は熊毛郡佐賀村（現平生町）の農地を売って来たらしい。それを昭和5年に譲り受けた佐村は大島郡から来たが、浜子として来たのではないようである。No.8中谷を所有していた滝口は阿武郡明木村（現旭村）の村外地主であり、山口県屈指の大

地主で、滝口吉良は県議会議長だったが明治37年には衆議院議員に当選している⁴⁷⁾。前に指摘した図4一ノ榊No.14住田、図5三ノ榊No.12鹿島とともに3塩戸を所有していたが、ここを最も早く、昭和8年に売却している。これ入手した長宗は明治末期からの農機具の発明と製作販売が功を奏し⁴⁸⁾、ここに続いて昭和12年には岸津塩田の右田屋浜を入手している。しかしNo.8中谷へも前述の渡辺 Dock が買収の手を伸ばしつつあった。

No.10三木の道中とNo.11熊本の小川はどちらも弘中に売却しているが、前者の大正8年の売渡価格は13,000円、後者のほうが僅か面積が広がったためか14,500円、No.7大利の大正9年の売渡価格は17,000円であった。

IV. 所有者の生い立ちと所有規模の変化

上記はおもに属地別・塩田別に所有者の変遷を追跡してきた。所有者の生い立ちや兼業状況については上記に述べた程度しか判明しておらず、それを指標にして全所有者を分類することはできない。しかし判明したものだけについてみても、時代とともに所有者の性格や所有規模にはかなりの変化がみられる。所有規模別人数の変化は前に表2として示したが、今度はそれ以後の変化を表3に示した。数字上の変化をみると数塩戸の所有者は減少し、1塩戸だけの所有者が増大している。そして10塩戸以上の所有者も僅かではあるが出現している。

所有者の出身地が全員明らかなのは明治15年の85名についてであるが、当時の約6割にあたる52名が地元、残りの33人が村外地主であった。ここで地元とは現在の行政区画での防府市とし、それ以外の地に居住する者を村外地主とした。傾向としては次第に村外地主が減少し、最終的には地元出身者が大部分を占めるが、後にも述べるように、世代が交代することによって地元出身者であっても他地域に居住する者も現われてくる。

所有者をまず出身地によって村内地主と村外地主に大別し、また塩田経営への関与状況によ

表3 明治17年以後における所有塩戸数別人数の変化

所有塩戸数	明治17年	明治30年	明治40年	大正5年	大正15年	昭和10年	昭和19年	昭和34年
1	48人	43人	57人	60人	59人	53人	45人	35人
2	14	18	7	7	13	17	15	2
3	7	5	8	10	5	3		6
4	4	3	3	2		1	2	3
5								
6	(有富・時政) ²	(有富) ¹	(貞永恭一) ¹				(山根) ¹	(河村) ¹
7		(坂本) ¹	(有富・坂本) ²	(坂本) ¹	(坂本) ¹	(坂本) ¹	(坂本) ¹	(時政) ¹
8		(貞永恭一) ²						
9	(貞永恭一) ¹	(時政) ¹	(時政) ¹					
10				(時政) ¹				
11					(時政) ¹	(時政) ¹	(時政・渡辺) ²	
所有者数	76	73	79	81	79	76	66	48
対象塩戸数	131	131	131	128	117	117	116	80
備考				五ノ樹で - 3塩戸	五ノ樹全 廃で - 11塩戸		鞠生屋浜廃 止で - 1塩戸	二ノ樹9塩 戸, 三田尻 71塩戸, 他 1塩戸不明

出典：防府市役所蔵「土地台帳」、但し昭和34年は日本専売公社中国支社所蔵「かん水製造許可台帳」

って自営地主と寄生地主とに大別すると、村外地主は、ほとんど塩業経営を小作人任せであったので寄生地主だったと考えてよい。これまで述べてきた者のうち村外地主は、Nの山口信明、Gの坂本貞三、Hの田中百合蔵、mの原田知定および一貫、滝口吉良、清水弥平など明治20年代には2塩戸以上の所有者が多い。そしてかれらの所有塩田に対しては小作をしたいという希望者が多かったようである。

地元の所有者は自営地主と寄生地主とに大別できるが、ここでいう自営地主とは所有地全部を自作していたのではなく、所有地の一部を自作していたか、または時期によっては自作していた者も含み、寄生地主とは、全く自作の経験のない者である。ここでは元専売公社の行政資料である塩製造許可台帳の古いものが保存されていないので、自作か小作かの正確な識別は難しいが、別の資料⁴⁹⁾から判断すると、自営地主だったのは、Oの吉村永五郎、Fの有富茂作、e

の尾中郁太をはじめ、これまで述べてきたものでは松吉、道中、MとEの両山根、Iの時政梅吉などである。それに対して地元であっても全く寄生地主的存在であったと判断できるものはCの貞永恭一、古谷新作などである。そしてこれら明治20年代の所有者の生い立ちをみると、庄屋とか畦頭、郷土といった幕末までの村役人、商人や酒造業者などが多かったようである。そして明治以後は町村長や県議などの地方議会議員として地方行政の主導的役割を演ずるようになった者が多い。

表3の数字の変化から所有者の生い立ちの変化を追ってみると、明治17年から30年にかけては、所有者の生い立ちに関してあまり大きな変化はみられない。明治30年から40年にかけては数字の変化も大きいですが、この間に新たな所有者になった者の性格上の変化がみられる。すなわち原田一貫、貞永恭一、五十君などの寄生地主的所有者による2塩戸以上の売却が行なわれ、

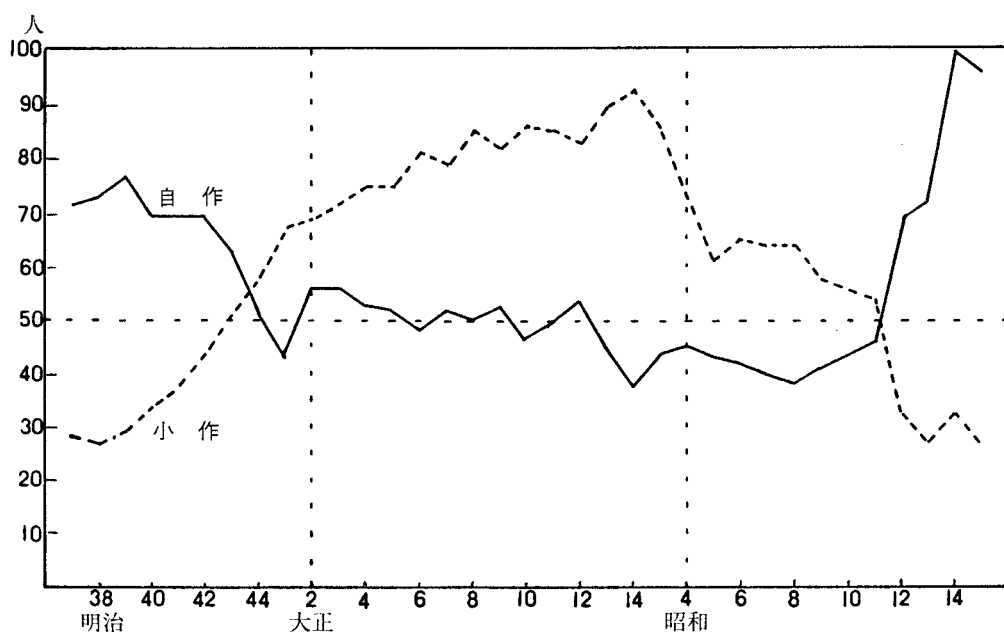


図6 自作・小作別人数の変化

出典：明治37年～大正15年は広島地方専売局三田尻出張所綴「製塩地整理関係書類」
昭和2年起（日本タバコ会社中国支社所蔵），昭和4年～15年は日本専売公社
中国支社「年度別塩田自小作人数調」（同上所蔵）

逆にこれらを購入した者は1塩戸のみが多い。そして新たな入手者の中には若い頃浜子として働き、小作人になってから塩田を購入した者が現われてくる。明治末期までにはCの貞永恭一やFの有富茂作など数塩戸所有者の塩田喪失がみられ、逆にこれらの入手者の多くは1塩戸のみを所有し、かれらは生い立ちの点でも明治30年代と同様の傾向が著しくなる。さらに大正15年までにはOの吉村永五郎、Nの山口信明、Hの田中百合蔵→順吉など明治以後の数塩戸以上の所有者が消えるが、このうち山口は五ノ軒塩田の廃止によるものである。表3では大正15年からは2塩戸所有者数が増えているが、これまでの1塩戸の所有者がさらにもう1塩戸を加えたものや、下松の河村のような村外地主が再び現われたり、岡村余策のような骨董屋が塩田を購入したりするなど新たな所有者の多様化もみられる。専売制以後大正時代までは、専売制による塩業の保護政策と収納価格の引き上げによる、いわば良き時代であった。そのため小作希

望者も多く、図6に示したように小作人数は著しく増大した。新たな塩田の入手者も、その目的が生活の手段よりもむしろ蓄財のために変化したように思われる。

この頃の塩田の売買価格や小作料が判明したものだけは前に文中で述べた。両者とも当然各浜別の生産力に比例していたであろうことは想像できるが、ここでは浜別の生産力に関する資料は皆無のため、それらの数字を客観的に評価することができず、ただ当時としても塩田を1塩戸入手するためには相当多額のものが必要だったことがわかる。そして当時この地方の水田の1町歩当たりの売買価格が約4,000～6,000円程度であったのに比べて塩田は12,000～13,000円と2倍以上であった。もっとも塩田の場合は土地だけの価格だけでなく、製塩場などの付属施設が含まれている。そして大正11年から昭和5年までの水田1町歩当たりの小作料は約350～450円で、昭和に入ってから下降傾向、塩田はほぼ1,000円で推移している。当時の農地に比べ

ての塩田の状況については、「田畑ハ近時連年財界不況ニ伴ヒ米価其他農産物価格著シク低廉ナルガ為収益減少利廻不良ナルニ不拘、塩田ハ之レニ反シ連年天候の良好ト製塩改良トニヨリ豊作ニ豊作ヲ重ネ他産業ニ比シ経済毅然トシテ衰ヘズ、殊ニ田畑ノ如ク地主、小作人間ニ兎角複雑ナル問題ノ介在少ナク安ソジテ経営シ得ル点ヨリ漸次自作希望者増加ノ現況タリ」⁵⁰⁾と記されている。そして農地を売却して塩田を入手した者もみられた。

明治末期から大正にかけて数塩戸の所有者の名前が消えていったのに対応して、1塩戸のみの所有者数が増大する中で、表3の大正5年からは1人だけむしろ例外的に所有面積を増大した者が現われている。これが時政家で、明治40年には7塩戸を所有したが、同家の所有塩田の変化について後の図8に示した。大正6年に四ノ榊藤屋浜を藤井清一から入手して11塩戸になり、そのまま昭和19年に海軍省に3塩戸を買収されるまでは売却していない。大正初期までは大半を自作していたので寄生地主ではない。表3で昭和19年には11塩戸所有者が2人になっているが、もう1人は渡辺で、これは造船所建設が目的だったことは前に述べた。6塩戸所有者欄の1人は昭和19年までは村外寄生地主だった坂本家であるが、昭和19年にはこのうち4塩戸を海軍省に買収された。

この時期での経営塩戸数についてはほとんど不明であるが、これまで使用した資料から察すると、図8の時政家が明治40年の所有塩田8塩戸のうち7塩戸を自作していたということは、おそらく当時の個人経営では最大の経営規模であったと思われる。塩田経営は労働賃金の支払いをはじめとする経理事務が大変複雑で、塩業組合がこれらを代行する以前はこの程度の経営規模が限度だったようである⁵¹⁾。時政家に次いでは大正期に道中雄三が3塩戸を自作し、このうえ更に2塩戸を小作し、5塩戸を経営していた。

昭和10年代になって合同せんごうの推進が図られ、合理化のため収納価格が引き下げられるにつれて小作経営の魅力が失われてきたためか、

図6による自作、小作者数が逆転している。昭和17年の大風水害のため塩田は壊滅的な打撃を受け、復旧のためには個人の力ではどうにもならず、19年には海軍省に買収されなかった所は保証責任三田尻塩業信用購買販売利用組合名義になり、この際僅かばかり残っていた小作塩田は地主に返還された。

海軍省が買収した所は戦後民間へ私下げられ、法人所有で塩田が復活した。古い土地台帳は戦前までの記載で終わっているため、表3の昭和34年の数字は「塩およびかん水製造許可台帳」⁵²⁾によった。しかも当時の三田塩業組合および二ノ榊塩業組合分80塩戸についての数字⁵³⁾である。昭和34年はこの塩田が全部廃止された年であるが、時政、山根、河村、松吉などは3塩戸以上を所有し続けた。しかし世代は交替し、明治時代の所有者から多くは3代目である。2代目からは高学歴者が多く、3代目の名義人およびその子弟には、会社社長、医者、上級公務員、大学教授などがみられ、昭和34年の名義人はこのほか地元の他産業への従事者、あるいは高齢者であって、塩田が廃止されてもその所有者の転業の必要はほとんどなかった。まさに世代の交替によって塩業以外の産業への従事者が増大し、塩田所有者にとって塩田そのものの経済的重要性が低下してきていたと考えられる。

V. おもな所有者の所有資産状況

前の図3～5中に記した所有者の中で、全国的な多額納税者または資産家名簿に記載されているもののうち、時政梅吉、柏木幸助、坂本貞三、山本郁彦、滝口吉良について表4に示した。このうち時政は地元自営地主、柏木は地元寄生地主、坂本、山本、滝口はいずれも村外寄生地主である。このほか加藤勉二については前に述べた。尾中郁太と貞永恭一については明治31年の地価額しかわからないが、両者とも約12,700円程度であった⁵⁴⁾。地主としてはほぼ同規模だが、当時の所有塩田は尾中が2塩戸⁵⁵⁾、貞永は7塩戸で12町6反歩余りであるから、水田の所有面積は尾中のほうがかなり多かったと思われる。

表4 主要塩田地主の所有資産状況

(単位:円)

	時政梅吉	柏木幸助	坂本貞三	山本郁彦	滝口吉良	出典
最大時所有塩戸数 (戸)	11	1 + 3	4+共同で2	共同で2	3	
明治23年 直接国税納税額			432.118		409.216	日本全国貴族院多額納税者議員互選名簿
〃 31年 同上			546.781		663.518	明治31年全国多額納税者互選名鑑
〃 地租			519.240		632.432	
〃 土地ヨリ生スル			36.677		31.806	
〃 所得税			8.862			
〃 商業						
明治31年 地 価 額	13,306.533		11,903.236	10,094.051		日本全国商工人名録③
明治37年 納 税 額					1,053	全国多額納税者名簿 (明治37年)
職 業					衆 議	
明治44年 納 税 額			2,068		2,401	全国多額納税者名簿 (明治44年)
職 業			農 業		農 業	
大正5年 資 産 額			100万円	80万円	65万円	全国五十万以上資産家 表(大正5年)
職 業			農 業	貸金業	農 業	
大正7年 地 租		194				貴族院多額納税者議員 互選人名簿(大正7年)
所 得 税		2,047				
営 業 税		242				
計		2,934				
職 業		商 業				
大正13年 所 有 水 田			56.9町			五十町歩以上ノ大地主 (農商務省農務局調査 大正13年)
畑 計			5.0			
			61.9			
大正14年 職 業	地 主	業種商	村議・地主	地 主	地 主	貴族院多額納税者議員 互選資格者調 (大正14年)
資 産	75万円	150万円	150万円	130万円	50万円	
納 税 額	3,781.990	13,224.640	3,299.380	1,513.580	1,746.000	
大正14年 職 業	無	商	農	銀行員	農	貴族院多額納税者名鑑 (織田正誠編 大正14 年)
国 税	3,782.76	13,215.040	3,294.42	1,507.78	1,525.79	
昭和5年 納 税 額			3,254			全国多額納税者一覧(東京 尚文社調査 昭和5年)
昭和7年 納 税 額	3,348円			1,666円	1,032円	日本紳士録付録多額納税 者名簿(昭和7年)
職 業	無 職			農 業	農 業	
昭和14年 直接国税総額	2,169.89			9,631.66		全国貴族院多額納税者議員 互選人名総覧(銀行信 託通信社編 昭和14年)
職 業	製塩業			会社員		
備 考			熊毛郡三井村 (現熊毛町)	熊毛郡三井村 (現光市)	阿武郡明木村 (現旭村)	上記はすべて渋谷隆一編 『明治期』および『大正 昭和日本全国地主資産家 資料集成』柏書房, 1984, 1985に収録されているも のを使用した

貞永家は幕末の豪商で廻船問屋でもあり、明治22年恭一の先代が華浦組という名称で貸金業を始めた。24年に華浦銀行となり、翌年父の逝

去により恭一が頭取になった。これには前に述べた尾中や山根治六などの塩田地主も参画していた。しかし明治30年代後半から経営不振とな

塩田名	面積	M	20	30	40	I	5
二ノ榊 桜	1,8222					41	武居 正 亮
" 光	1,7806						山 本 市 蔵
" 宝	1,7814					40	藤 山 勇 蔵
古浜 秋穂	1,7801				32		合 田 久 次 郎
" 松	1,8110						
鶴浜 熊野	1,8102					45	時政梅吉
" 八幡	1,8128						
一ノ榊立田	1,8824		12				田 中 作 治 郎

図7 貞永恭一の所有塩田

塩田名	面積	M	20	30	40	I	5	15	S	10	20	30
三ノ榊薩摩	2,2925				M37	自作	T3	小作	T3			海軍省
古浜 伊予	1,8729											
一ノ榊喜久	1,7203					M44						
" 亀	1,7004						自作	T4	小作	T14		
鶴浜 豊後	1,8703						T3					
" 北国	2,0813							T10				
" 越中	2,0813							T10				
" 熊野	1,8102											
" 八幡	1,8128											
四ノ榊多塩	1,9414											
" 藤	2,5708											

図8 時政家の所有塩田

り、42年には頭取が交替し、後に述べる山本郁彦、坂本貞熊などの塩田地主が他の資産家とともに肩入れをしている⁵⁶⁾。前に示した図3～5の中から貞永恭一所有名義の塩田だけを抜き出したものが図7である。当初8塩戸所有していたが、明治45年に時政に2塩戸を売却したのを最後にすべてを失っている。やはり銀行経営と深い係り合いがあったように思われる。

表3に示した5人のうち、大正13年に農地を50町歩以上所有していたのは坂本家だけであったことがわかる。時政家は江戸時代には大庄屋であった⁵⁷⁾。明治31年の地価額に数字が出てくるが、それ以後大正14年から昭和14年までは多額納税者として再び数字が出てくる。同家は非常に堅実な塩田経営を行なってきたらしい。図8に所有塩田の状況をまとめたが、明治17年には5塩戸を所有し、その後大正6年までには11塩戸とここで最大の所有者になった。資料の関

係上、図7の中には自小作塩田の区別は明治37年から昭和3年までしか示すことができなかったが、明治末期までは大部分を自作し、大正以後順次小作に貸与したようである。明治29年、山口県最初の貯蓄専業銀行である塩田貯蓄銀行がここ中関村に開設され、時政梅吉が初代の頭取になった⁵⁸⁾。

柏木幸助は験温器（体温計）やジアスターゼの発明で明治末期から大正にかけて財を築いたようである。しかしそれ以前に1891（明治24）年には三田尻築港会社、1895年には日刊防長実業新聞社を創設するなど、この地方における有力者であった。図9に柏木家の所有塩田を示したが、明治24年から塩田を入手し、31年には4塩戸になった。但し古浜の柏屋、三ノ榊の伊勢屋、備前屋の3塩戸は真助名義、二ノ榊の重屋が幸助名義であったが、これらは明治期にすべて売却している。後の大正6年に古浜亀津屋を

塩田名	面積	M	20	30	40	I	5	15	S	10
古浜 柏	1,6716	藤井福太郎 ²⁵	柏木貞助 ²⁷	大 島 常 助						
三ノ樹伊勢	1,7301	五十君祝三 ²⁸	藤 山 市 蔵							
〃 備前	1,7512	貞永知介 ²⁹	武 居 徳 次 郎							
二ノ樹 重	1,7522	鈴木鉄夫 ²⁷	柏木幸助	森 川 藤 太 郎						
古浜 亀津	2,2619	世 良 政 蔵	柏木幸助 ³⁵	福田栄助						

図9 柏木家の所有塩田

幸助名義で入手するがこれも昭和5年には売却するなど、いずれも短期間での売買がみられた。同家は現在三田尻には存続していない。

表4の備考欄に出身地を記した坂本, 山本, 滝口は村外寄生地主で, 3人とも県議であった⁶⁰。坂本は当初から二ノ樹松尾, 三藤屋, 鶴浜若松屋, 古浜松田屋の4塩戸を所有していたが, 明治27年に山本と共有で三ノ樹葛屋・浜屋の2塩戸を加えている。この6塩戸はいずれも小作塩田で, 昭和19年海軍省による買収時, あるいはそれ以後まで相続による名義変更がみられるのみである。両者の共有塩田は西ノ浦にも1塩戸存在したが, 特に山本は下松西浜で8塩戸も所有していた⁶¹。両者とも貞永の設立した華浦銀行に関係があったことは前にも述べたが, 大正15年からは坂本が, 昭和6年からは山本郁彦の次の代の庸彦が続いて頭取になっている。

滝口吉良は三ノ樹鹿島屋, 四ノ樹中谷屋, 一ノ樹住田屋とそれぞれ離れた場所に3塩戸を所有したが, すべて明治15年から17年までの間に新たに入手している。これらも全部小作に貸与しており, 中谷屋は昭和8年に長宗に, 鹿島屋は15年に渡辺ドックに売却するまでは吉良から吉継による相続による名義変更のみである。同家はやはりかつての大庄屋格で, 吉良は県議から議長, 貴族院から衆議院議員に数回当選した。明治43年に設立された防長銀行の頭取になるなど⁶²政財界にその名を馳せていた。同家は現在も存続しており, 塩田はここ以外には所有していなかった。

VI. 結びにかえて

農地の地主の場合, 特に瀬戸内の山陽側では,

岡山県から広島県, 山口県と西に向かうほど大規模地主の数が減少する⁶³。この理由は明らかではないが, 塩田地主も同じ傾向がみられるように思われる。岡山県の野崎家は例外的な大地主だとしても, 広島県松永塩田の藤井家, 瀬戸田の堀内家, 竹原の頼家, 山口県平生の熊谷家や国光家などと並ぶような所有規模の塩田地主は三田尻塩田には存在しなかった。特に広島県の上記の地主の所有塩田は当初から10塩戸を超え, それぞれ約100町歩の塩田のうち20~30%を1人で所有していたのに比べると, 三田尻では特定の塩田地主に所有が集中する度合いはあまり顕著ではなかった。

一般に塩田の所有面積が必ずしも農地の所有面積とは比例関係にはないが, 塩田で働く浜子に飯米を給するからには, 塩田地主は多少なりとも農地の地主をも兼ねていたことは確かである。瀬戸内の沿岸は西に向かうほど塩田にとつての気象条件は悪く, ここ三田尻塩田では「三^{さん}八^{ぱち}」と称して3月から10月までの8カ月間だけ塩田を稼働させ, 冬は休業していた。したがって香川県などに比べると土地生産性は低かったにもかかわらず, この地域でも, 塩田を所有することは同じ面積の水田を所有するよりはるかに経済的に有利だったようである。

三田尻塩田での1人の所有規模は当初は貞永家が最大で8塩戸, その後時政家が大正期に11塩戸所有した以外には2桁以上の所有者はみられなかった。当初の所有者の生い立ちや性格がすべて明らかになったわけではないが, 幕末の村役人だった者や, 商業, 酒や醤油などの醸造業が比較的多い。その他はほとんど小作料収入に依存しつつ寄生地主化し, 別にこれという兼

業がない者は塩田地主による組織であった大会所および後の塩業組合の役員として、そこからの報酬も得ていた。

これまで考察したことから、最初に指摘した問題点に関する結論を述べることはいささか軽率の感を免れ得ない。しかしあえてそれを述べるならば、まず塩田所有者にとって塩田は少なくとも明治時代まで2塩戸以上の所有者にとっては蓄財、もしくは財産保全の手段としての役割が大きかった。そして当時の県下で屈指の地主のほとんどが塩田地主として名を連ねていた。かれらの中には酒造業を営んだり、金融業に投資したり、まさに「塩田地主は、塩田地主のみならず、耕宅地地主・商業・金融業・有価証券投資等複雑な形態をとって資産形成を図って」⁶⁴⁾おり、その一連のものとして塩田を所有していた。しかし当初は浜子として働き地主の信頼を得て小作人になり、それからやっと1塩戸を入手した場合は、塩田がその入手者にとっては生活の糧であったことはいうまでもない。しかし世代の交替によって所有者が多様化してくることによって、「塩田」としての経済的価値が「土地」としての価値に変わってきたように思われる。

また塩田地主の占める社会的経済的地位について、当初は地方議会議員を兼ね、村落支配者層として君臨し、県会議員から国會議員に出馬することによって行政的に大きな役割を果たす。そして次の世代は高学歴者が多く、地域社会では指導的役割を果たし、また郷里に留まらなかったものも社会の上層階級になっているものが多い。

専売制の施行は当初は日露戦争の戦費調達のためのことが通説であって、地主を擁護することは目的ではなかったとしても、結果的には塩田地主は専売制によって大きく保護され、上記のような資産形成に塩田を利用することができた。そして金融業などへの投資を通じて地方産業を育成し、ひいてはわが国の資本主義の発展を促す役割を果たしたといえよう。

しかし最後に忘れてはならないことは、小稿

で述べてきた塩田地主はまさにピラミッドの頂点の存在であり、昭和30年頃までの入浜式塩田当時には千数百人の浜子が働き、その上に立って塩田地主の経済的安定が保たれていたことである。

昭和30年頃には流下式塩田への転換が完了し、転換に際して浜子の失業問題が起こったが、昭和34年の塩田廃止の際は塩田所有者の転業問題は起こらなかった。かれら自体がすでに塩田を生活の糧にしていなかったこと、あるいは糧にしていたとしても高齢化し、しかも次の世代が別の分野で確固たる経済的地位を築いていたことなどによる。廃止に際しては相当額の交付金が支払われたが、土地所有権は手許に残った。かつての塩田の地は開発公社が買収し、昭和45年頃から工場用地に転用され⁶⁵⁾、昔日の面影を留めなくなった。

(鹿児島大学水産学部)

〔注〕

- 1) 重見之雄『瀬戸内塩田の経済地理学的研究』大明堂、1984、167～234頁。
- 2) 今日まで保存されているとしても閲覧が許可されなくなった。
- 3) 山口県総務部地方課『市町村要覧—地方自治30年のあゆみ—』、1979
- 4) 専売局『塩業組織調査書』1913、462頁。
- 5) 防府市教育委員会「防長塩田台帳・防長塩田之図」(防府史料第二十九集)、1980、43～62頁。
- 6) 日本専売公社防府工場『七十年のあゆみ』1980、23頁。
- 7) 前掲4)、476頁。
- 8) 広島専売局三田尻出張所綴「塩田整理準備調査」昭和2年起(昭和48年当時日本専売公社中国支社所蔵)。
- 9) 三田尻塩田大会所記録「明治12年春定規則」(防府市立図書館所蔵)。
- 10) 岡光夫『日本塩業のあゆみ』図書刊行会、1982、88頁。
- 11) したがって明治17年以後の個々の所有者の所有塩戸数はすべて「試験塩田および横入川にも塩田を所有していたとすればそれを除外して」ということが前提である。

- 12) 加茂 詮「近代日本塩業生産構造の展開過程概説」日本塩業の研究第1集, 1958, 110頁。
- 13) 藤岡・山崎・足利編『日本歴史地理用語辞典』柏書房, 1981, 410頁。
- 14) 重見之雄「明治20年頃の山口県の塩田地主」和歌山工業高等専門学校研究紀要第15号, 1980, 77～82頁。
- 15) 山口県議会事務局「山口県会歴代議員名簿」1976, 42頁。
- 16) 防府市教育委員会「秋良貞臣日誌一」(防府史料第三十集) 1981, 1～25頁。
- 17) 前掲4), 562頁。
- 18) 前掲15), 39頁。
- 19) 前掲5), 49頁。
- 20) これまで記した農地の所有面積, また今後も記す小作料や塩田の売買価格は, 広島地方専売局三田尻出張所綴「製塩地整理関係書類」昭和2年起(昭和48年当時日本専売公社中国支社所蔵)による。
- 21) 前掲4), 463頁。
- 22) 前掲13), 174頁。
- 23) 山口銀行『山口銀行史』1968, 438頁。
- 24) 専売局『大日本塩業全書』第1編19三田尻塩務局本局之部, 1905, 4頁。
- 25) 日本専売公社『塩業整備報告』第1巻, 1966, 795頁。
- 26) 前掲4), 462頁。
- 27) 前掲5), 53～54頁。
- 28) 前掲5), 51～61頁。
- 29) 大橋良造『山口県史』下巻, 1934, 269頁。
- 30) 前掲14) に同じ。
- 31) 前掲15), 71頁。
- 32) 重見之雄「塩田の所有形態とその変化について(6)一特に山口県秋穂塩田を中心として一」和歌山地理2, 1982, 38～46頁。
- 33) 前掲29), 444～445頁。
- 34) 防府市立図書館所蔵の大会所関係資料による。
- 35) 現当主加藤義夫氏の話。
- 36) 前掲29), 298頁。
- 37) 加藤家所蔵の文書による。
- 38) 香川政一編『中関と加藤家』1939, 99頁。
- 39) 銀行信託通信社出版部「昭和十四年度全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧」290頁(渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成IV』柏書房, 1985, 249～347頁に収録)。これ以前の全国的な資産家関係の資料には同家の名前は出て来ない。
- 40) 昭和26年5月12日から27年11月10日までの第7代市長。
- 41) 重見之雄「塩田の工場用地への転用について一山口県下松塩田の場合一」地理26—2, 1981, 93～99頁。
- 42) 前掲15), 58頁。
- 43) 吉田祥朔『近世防長人名辞典』1958, 206頁。
- 44) 三田尻塩業組合綴「昭和十五年度決議録」(防府市立図書館所蔵)。
- 45) 前掲35) に同じ。
- 46) 前掲35) に同じ。
- 47) 日本国政調査会編『衆議院名鑑』1977年, 第2章総選挙編, 46頁。
- 48) 前掲29), 362頁。
- 49) 前掲20) に明治37年から昭和3年までの自・小作塩田の区別がなされていた。
- 50) 前掲8) より引用
- 51) 広島大学教授有元正雄氏の話。
- 52) 日本専売公社中国支社所蔵。
- 53) 実際は81塩戸だったが, 鶴浜浜中屋浜(旧江戸屋)の記載がなされていなかったのので, 止むを得ずこれを除外した。
- 54) 『日本全国商工人名録③』明治31年(渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅲ』柏書房, 1984年に収録, 212頁)。
- 55) 図3 鶴浜 №16 亀屋のはかに中浜の塩田屋浜を所有していたが, 資料上の制約から図中に表現できなかった。
- 56) 前掲23), 515～521頁。
- 57) 山口大学教授小川国治氏の話。
- 58) 前掲23), 438頁。
- 59) 御園生翁甫編『続防府市史』1960, 505頁。
- 60) 前掲15), 4～11頁。
- 61) 前掲5), 22～23頁。
- 62) 前掲23), 466頁。
- 63) 農商務省農務局調査「五十町歩以上ノ大地主」1924(前掲39)の『I』に収録)。
- 64) 日本専売公社『日本塩業体系近代(稿)』1982, 553頁。有元氏の原稿より引用。
- 65) 山崎謹哉編著『地域変貌誌』海青社, 1988, 26頁。

〔付記〕

小稿は1983年日本地理学会春季大会（千葉大学）で発表したものを骨子としてその後の資料の発掘や現地での聴き取り調査により補正して加筆したものである。聴き取りによるものはいちいち注書きしな

かったが、特に加藤義夫、高森敬治のお二方には大変お世話になった。また執筆にあたっては立正大学教授正井泰夫先生からの手厚い御指導を賜わった。合わせてここに心より厚く御礼申し上げる次第である。

ON THE TRANSFER OF PROPERTY OWNERSHIP OF THE MITAJIRI SALT FIELDS IN HOHFU CITY, YAMAGUCHI PREFECTURE

Yukio SHIGEMI

The Mitajiri Salt Fields were developed by the Mouri clan from the end of the seventeenth century through the eighteenth century. At the beginning of the Meiji period (A.D. 1868-1911), the total area of the salt field was about 235 ha., all of which were divided into 152 lots and owned by eighty-five people. A lot was between 1.5 and 2.0 ha. in area. Even the greatest proprietor, the Sadanagas, owned no more than eight lots; this family, however, had parted with all their salt fields by the end of the Meiji period as the result of their poor bank management. The ownership of the salt fields changed very rapidly. So high was the price of a salt field that only the fairly rich could afford one: in the Taisho period (A. D. 1912-1925) a lot cost about ¥ 20,000. The new proprietors included not only merchants but also many of those who had worked in the salt fields in their youth. They came from the villages in the vicinity to work in the salt fields, later tenanting them, and eventually buying them with their hard-earned savings. The next generation, however, mostly became white-collar workers. The purpose of their purchase of salt fields seems to have been the accumulation of wealth rather than only a means of making a living.

By 1955 "the percolating method" which had been long employed in the salt fields was changed to "the falling down method", and the local administrative reform in the industry brought about the abolition of the salt fields in 1960. Later on about 1975, the remaining land was utilized for building factories.